# 独立行政法人海上災害防止センター 平成25年度業務実績評価調書

平成26年3月 国土交通省独立行政法人評価委員会

# 平成25年度業務実績評価調書:独立行政法人海上災害防止センター

# 業務運営評価(個別項目ごとの認定)

項	■	莎安廷田		意見
第三期中期計画	平成25年度計画	評定結果	評定理由	(参考事項)
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 センターは、鹿児島に支所を 配置しているが、今後の事業展望 を勘案し、本中期計画期間中に鹿 児島支所を廃止するなど、民営化 に向けて、センター組織・定員の 見直しを行う。	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営の効率化の推進 指定海上防災機関への移行を 円滑に実施するため、 <u>業務需要の</u> 増大したHNS事業にかかる定 <u>員を増やす</u> こととする。	А	需要が増大する防災部と防災訓練所にそれ ぞれ2名を増員し、民営化に向けてHNS防 除体制の充実強化を行っている。	
(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費(人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。)については、平成22年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行う。 経費節減の余地がないか自己評	(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費(人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。)については、第二期中期目標期間の最終年度(平成22年度)比で年度換算3%に相当する額を削減する。	А	平成 25 年度の一般管理費を 47,512 千円とし、平成 22 年度の 52,120 千円に対して 4,608 千円 8.8%に相当する額を削減しており、平成 25 年度も着実な取組みを継続している。 【これまでの主な削減内容】 鹿児島支所の廃止に伴う減 ▲2.1 百万円 購入図書の見直し ▲1.3 百万円	

価を厳格に行った上で、適切な見 直しを行う。

② 給与水準については、国家公務 員の給与水準も十分考慮し、手当 を含め役職員給与の在り方につ いて厳しく検証した上で、給与改 定に当たっては、引き続き、国家 公務員に準拠した給与規程の改 正を行い、その適正化に取り組む とともに、その検証結果や取組状 況を公表する。

また、国土交通省独立行政法人 評価委員会の評価結果を踏まえ、 平成 27 年度までにその指数を 110 以下に引き下げるよう、給与 水準を厳しく見直す。

さらに、総人件費についても、 「簡素で効率的な政府を実現す るための行政改革の推進に関す る法律」(平成18 年法律第47 号) に基づく平成18 年度から5年間 で5%以上を基本とする削減等 の人件費に係る取組を23年度も 引き続き着実に実施するととも ② 給与水準については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた 給与体系の見直し及び職員の新 規採用等により、<u>対国家公務員</u> 指数が 110 以下となるような取 組を進める。 給与水準については、24年度までに対国家 公務員指数を109.1 (23年度比▲4.7)とし、 27年度までの目標値(110)を前倒しで達成 している。

25 年度もこれまでの取組みを維持継続しており、着実な取り組みと認められる。

【給与水準引き下げに係る主な取組み】 民営化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員を採用

Α

## ※定員の状況

	23 年度	24 年度	25 年度
国からの	2名	1名	0名
出向者	240	14	0 41
船社から	4 57	4 57	4.57
の出向者	4名	4名	4 名
プロパー	24 名	27 名	30 名
計	30 名	32 名	34 名

に、政府における総人件費削減の 取組を踏まえながら、経営基盤の 強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行い つつ、厳しく見直すものとする。 ただし、HNS業務の拡充・強 化に係る人件費については削減 対象から除くこととする。	また、総人件費についても、 政府における総人件費削減の取 組を踏まえながら、経営基盤の 強化につながるHNS業務の拡 充・強化のための体制整備を行 いつつ、厳しく見直すものとす る。	Α	役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ等既に措置している人件費削減のための施策を継続するとともに、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員を採用したことなどにより、平成25年度の総人件費は114,668千円(※)となり、平成17年度の310,516千円に対して26.1%(目標値は、17.2%)を削減しており、着実な取組と認められる。  (実績) 平成17年度 310,516千円(基準) 平成23年度 252,687千円(▲18.6%) 平成24年度 233,701千円(▲24.7%) 平成25年度 229,336千円(▲26.1%) ※平成25年度は上半期の2倍の数値	
③ 事業費については、毎年の事業計画の策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める	③ 事業費については、HNS業務 等の需要の増大に適確に対応す る一方、横須賀訓練所の改修等を 計画的に進め、2.5年間を累計し た損益計算において、経常収支率 が100%以上となるよう節減に努 める。	Α	第三中期間(2.5 年間)の累計経常収支率を102.7%(経常収益 5,345,137 円、経常費用5,204,410円)とし、目標を達成している。	

④ 契約については、センターが | ④ 契約については、センターが策 策定した「随意契約等見直し計 画」に基づき、一般競争入札の 推進や情報公開の充実により、 競争性及び透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人に よる監査並びに契約監視委員会 において、入札・契約の適正な 実施についてチェックを受け る。

定した「随意契約見直し計画」に 基づき、一般競争入札の推進や情 報公開の充実により、競争性及び 透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人によ る監査において、入札・契約の適 正な実施についてチェックを受 ける。

少額随意契約を除く全ての契約について、 詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性 の確保等を図るため、すべての公告をHPに 掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平 成22年6月に策定した「随意契約等見直し計 画」に沿って、継続的な取組みを実施してい る。

また、より一層の透明かつ公平な契約手続 きの確保を図るため、監事及び外部有識者等 によって構成する「契約監視委員会」を開催 し、競争性のない随意契約及び一者応札・応 募となった契約に関して、点検を受け、特段 の指摘事項なしとされている。

Α

		۲		
(3) 関係機関との連携強化 民間船会社及び関係行政機関の 知見を活用し、業務の効率的な運 営を図るため、これら機関等との 連携を密にした業務運営を行う	(3) 関係機関等との連携の強化 ① 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。	А	大阪泉北及び横須賀の2地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防災訓練を実施し、関係機関等との連携強化を図る取組みを着実に実施している。  【25年度訓練のポイント】  直下型地震等を想定し、荷役設備の破壊等により発生した油流出災害に対応した訓練を実施	
	② 関係機関等の要請に応じ、 <u>講演</u> 会等の開催時には、センター職員 を講師として派遣する。	A	排出油等防除協議会等からの依頼により、計7回にわたって講演会に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努める取り組みを着実に実施している。  【25 年度講演会のポイント】 東海・東南海・南海地震等の巨大地震による災害に備えた危機管理等に関する講演を実施	

- 2. 国民に対して提供するサービス │ 2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措
- (1) 海上防災措置業務

センターは、「油等汚染事件へ | ① 海上防災措置業務の適時・適確 の準備及び対応のための国家的な 緊急時計画」(平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)において、従来から の特定油(蒸発しにくい油)に加 え、ガソリン、灯油等の揮発性の 高い油やキシレン、ベンゼン等の 有害液体物質(以下「HNS」と いう。) の排出事故についても対 応できるよう、防除資機材の保有 や防除措置能力の確保が求められ ている。

このためセンターでは、第二期 中期目標期間中にHNS防除資機 材の緊急整備を行うなどHNS防 除体制の構築を図ってきたところ であり、今後も引き続き、HNS 資機材の整備の充実を図るととも に、特に、本中期目標期間中は、

- その他の業務の質の向上に関す る目標を達成するためにとるべ き措置
- (1) 海上防災措置業務
- な実施

海上保安庁長官の指示又は船 舶所有者その他の者からの委託 による排出油等の防除措置を適 時・適確に実施する。

船舶所有者からの委託に基づき、1 件の事 案に出動し、排出油防除措置を適時・適確に 実施している。

①平成 25 年 8 月

「ケミカルタンカー永和丸(京浜港)」排出油 防除措置

また、新組織移行後に備え、防災部職員2 名を増員し、体制整備を実施している。

Α

これら資機材の運用体制の確立を 目的として、次の業務を実施する。 ① 海上防災措置業務の適時・適確な 実施 海上保安庁長官の指示又は船舶 所有者その他の者からの委託によ る排出油等の防除措置を適時・適確 に実施する。 また、新組織移行後に備えた体制 整備を推進する。 ② HNS 防除体制の充実強化 ② HNS防除体制の充実強化 HNSの防除措置能力を向上さ ア 契約防災措置実施者に対する 海上災害防止センターにおいては、契約防 せ、防除体制の強化を図るため、毎 訓練 災措置実施者(以下「契防者」という。)の 年度、契約防災措置実施者に対して 特定油以外のガソリン、灯油等 監督職員30名(18社)に対してHNS等防除措 「有害物質コース」(国際海事機関 の揮発性の高い油やキシレン、ベ 置に関する研修を行うとともに、HNS防除 カリキュラムに準拠)を主体とした ンゼン等の有害液体物質(以下「H 業務を委託している契防者の所在地に職員を 研修を実施し、HNS防除措置に係 NS」という。)に関し、契約防 派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行う る知識と技能を教授する。 災措置実施者の防除措置に係る技 など、契防者のHNS防除措置に関する知識 また、センターが保有するHNS 能の向上を図るため、契約防災措 ・技能の向上を図るための取り組みを着実に 防除資機材・人員の動員システムや 置実施者の監督職員 30 名に対し 実施している。 センターがこれまで培ってきたH て、HNS防除措置に関する研修 NS防除に関するノウハウを有効| を行う。

活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。 さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。	イ HNS防除資機材の整備 我が国の防除措置能力を一層向 上させるため、平成25年度におい ては、引き続き、HNS事故対応泡 消火剤を拡充整備するほか、防除 措置能力強化のためのオイルフェ ンス等防除資機材の充実強化を行 う。	Α	平成 24 年度に整備した災害対応拠点に充 気式B型オイルフェンス等の配備等、継続し たHNS防除体制の向上を図っている。	
	ウ HNS防除に関するサービス 提供 我が国の防災体制の一層の向 上に貢献するため、船舶所有者等 に対してセンターが配備したH NS防除資機材や防災要員によ るサービスの提供を実施する。	А	特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約(HNS資機材要員配備証明書の発行(25年度:1,412件(前年度同期:1,377件))に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施している。	
	エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進		沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS 資機材及び要員の配備による即応体制の確	

HNS等防除のため海上災害セ <u>ーフティーサービスを提供する</u> など、防災業務に関する取組みを 推進する。	A	保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行っている。 平成25年度は新たに5事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。 (実績) ・平成23年4月139事業所・平成24年4月163事業所・平成25年4月191事業所・平成25年10月196事業所・平成25年10月196事業所	
(2) 機材業務 ① 資機材の維持管理 全国 32 基地に配備されたオイ ルフェンス等の排出油防除資材 について、毎月保管状態を目視点 検し、不具合が発見された場合に は修理等を行い緊急時の使用に 備える。 また、全国 10 基地に配備され た油回収装置等について、毎月各 装置の作動確認及び手入れを実施 し、不具合が発見された場合には 修理等を行い緊急時の出動に備える。	A	排出油防除資材(全国32基地)及び油回収装置(全国10基地)の定期点検を毎月実施している。 また、不具合箇所には必要な措置を施し、緊急時に備えており、資機材の維持管理を適切に行っている。	

### ② 資機材の運用訓練

排出油防除資材を管理している <u>基地において搬出訓練</u>を、<u>油回収装</u> 置を管理運用している基地におい て運用訓練を行う。 排出油防除資材の搬出訓練を全国 22 基 地(前年度同期:14 基地)において、油回収 装置の運用訓練を全国3 基地(前年度同期:2 基地)において、それぞれ実施し、緊急時に 備えた運用訓練を着実に実施している。

#### (3) 海上防災訓練業務

#### ① 訓練の重点化

「1978 年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。

#### (3) 海上防災訓練業務

海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を5回、消防実習コース(2日間)を3回それぞれ開催する。

標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。

また、消防実習コース(2日間) については油・液化ガス・液体化 学薬品消火実習に 1日を充てる 計画どおり、標準コースを5回(211名(前年度同期199名))、消防実習コースを3回(76名(前年度同期111名))実施している。

また、その他常設コースについても、年間 計画に基づき、3コース、全6回(106名(前 年度同期89名))実施するとともに、各社の 要望に応じた専用コースを15コース、全27 回(受講生595名(前年度同期722名))等を 実施している。

	見込数	受講者	充足率
標準	200 &	011 &	106%
コース	200 名	211 名	(100%)
消防	00.7	70 77	84%
コース	90 名	76 名	(123%)
その他	100 &	100 87	88%
常設	120 名	106 名	(81%)

( ):前年度同期

Α

	他、船内捜索、保護具・検知器取 扱実習等を実施する。		各コースの年度当初の見込数と実際に受講 した受講生との比率(充足率)は、毎年、充 足率の観点から分析されており、需要に応じ て開催回数の見直しが行われている。	
(4) 調査研究等業務 ① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。	(4) 調査研究等業務  ① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 受託事業として、「相馬LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」を実施する。	Α	当初計画の受託事業を含め2件の海上防災体制強化に資する調査研究業務を着実に実施している。  【当初計画以外の受託事業】 「秋田LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」	
② 成果の普及・啓発 調査研究の成果(受託研究を除 く。)をホームページ上で公開し、 成果の普及・啓発を図る。	② 成果の普及・啓発     これまでの <u>調査研究の成果(受</u> <u>託研究を除く。)をホームページ</u> <u>上で継続公開</u> し、引き続き、成果     の普及・啓発を図る。	А	日本財団助成事業による調査研究の概要を センターのホームページ上で公開するととも に、日本財団ホームページで公開しているセ ンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、 成果の普及・啓発を図っている。	
(5) 国際協力推進業務 過去の事故対応の経験等を活用 し、開発途上国等からの要請を受	(5) 国際協力推進業務 開発途上国関係機関の防災従 事者等向けに、国際海事機関のカ		JICAからの委託による「海上保安実務 者のための救難・環境防災コース」(平成 25	

け、海上防災のための措置に関する 指導及び助言を行うとともに、国際 海事機関のカリキュラムに準拠し た訓練を海外からの研修員に対し て実施し、海上防災に関する知識・ 技能を移転する。  3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 これまで培った技術・能力を活	リキュラムに準拠した訓練内容 等で構成する <u>外国人研修を実施</u> し、海上防災に関する知識・技能 を移転するための準備を行う。 3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自立的な運営を図るための自 己収入の確保	А	年 10 月開催)の教材作成等の準備を行うなど、諸外国に対する海上防災措置に関する知識・技術の移転を図るための取組みを行った。 年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入	
用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。	基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地の海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。	Α	年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保している。 予算、収支計画及び資金計画については、 それぞれ計画どおりに実施している。	
(2) 予算(人件費の見積を含む。) (3) 収支計画	<ul><li>(2) 予算(人件費の見積を含む。)</li><li>(3) 収支計画</li></ul>			

(4) 資金計画  — 「中期計画」参照 —	(4) 資金計画 — 「25年度計画」参照 —			
4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額と して、1,100百万円を短期借入金と する。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額と して、1,100 百万円を短期借入金 とする。	_	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計 画 なし。	_	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	_	該当なし	

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び船 舶について、計画的に修繕を行い 業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・整備に関する計画 ① 横須賀訓練所の改修工事を行う。 ② 訓練船については、1隻の上架修理を行う。	Α	計画どおり、研修棟については本館浴室工事を実施するほか、消防演習場については淡水化プラントの定期メンテナンス等を行い、施設の機能維持に努めている。 計画どおり、訓練船「ひので」の法定検査等を行っている。	
(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実かつ効率 的に遂行するため、職員に対して 研修・訓練を実施し、知識・技能 の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。	センターの業務を確実かつ効	Α	4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施している。 民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者4名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置し、業務を確実かつ効率的に行っている。	

	<ul><li>② 人員計画</li><li>25年度にあっては、HNS業務</li><li>に適確に対応するため、2名の増 員を行う。</li></ul>	А	計画どおり、2名の職員を増員している。	
(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。	(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする	Α	実物資産については、固定資産の使用実績が中期計画に照らして、著しく低下しているものはなく、減損等は認められない。また、金融資産についても、それぞれの保有目的に従い適正に管理・運用している。 職員宿舎については、4 戸の宿舎の借上げを行っているが、事故発生時に事故対応職員として緊急に参集する必要がある者に対し、本部近くに確保しているものであり、真に必要な戸数に限っている。	
(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充 実・強化を図るものとする。その 際、総務省の独立行政法人におけ る内部統制と評価に関する研究 会が平成22年3月に公表した報 告書(「独立行政法人における内	(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、内部規則 に基づく情報セキュリティー対 策の充実強化を図る。 また、指定海上防災機関への移 行を円滑に実施するため、 <u>監事に</u> よる監査結果報告などを踏まえ、	А	平成25年度においては、新会計システム導入に際し、情報セキュリティー対策(アクセスコントロール、他のシステムへの影響等)を検討し、内部統制の観点から適切と考えられるシステムを採用したほか、監事による監査結果報告を踏まえ、事業継続計画(BCP)	

部統制と評価について」)及び、 今後、総務省政策評価・独立行政 法人評価委員会から独立行政法 人の業務実績に関する評価の結 果等の意見等として各府省独立 行政法人評価委員会に通知する 事項を参考にするものとする。	組織リスクの再評価を行う。 さらに、今後、総務省政策評価・ 独立行政法人評価委員会から独 立行政法人の業務実績に関する 評価の結果等の意見等として各 府省独立行政法人評価委員会に 通知があった場合には、当該事項 を参考として、所要の取組を進め る。	に係る運用訓練等を実施している。	
(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律(昭和45年法律第136 号)第42条の30第1項に規定する 積立金の使途	(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136号)第42条の30第1項に規定する積立金の使途	第二期中期目標期間終了時における利益剰 余金(約545,560千円)については、海洋汚 染等及び海上災害の防止に関する法律第42 条の30第2項及び第5項に基づく積立金とし て整理し、国土交通大臣の承認を受けている。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
B : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 平成25年度業務実績評価調書:独立行政法人海上災害防止センター

## 総合的な評定

## 業務運営評価(実施状況全体)

SS	0 項目	
S	0 項目	
А	25 項目	
В	0 項目	
С	0 項目	

## 総合評価

#### (法人の業務の実績)

- ・ HNS防除措置に係る資機材整備については、外部委員により構成される排出油防除専門委員会において 承認された「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づき充実強化を進めることとしており、25年度も 充気式B型オイルフェンスを配備する等、着実な取り組みの推進が認められる。
- ・ 海上災害セーフティーサービス (MDSS) 事業は、平成25年度においても、契約企業数を着実に増やしており、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を向上させる優れた事業モデルと認められる。

### (課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 給与水準については、24年度までに中期目標数値(対国家公務員指数110以下)を達成し、25年度もこれまでの取り組みを継続することにより、その水準を維持しており、着実な取り組みであると認められる。
- ・ 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を設置し、競争性の無い随意契約及び一者応 札・応募となった契約について点検、見直しを行っており、適切な契約の監視体制が構築されている。

#### (その他)

- ・ 当期総損失として0.3億円の計上となり、独立行政法人通則法の規定に基づき、利益剰余金と相殺処理されているが、その内容は、例年同期(上期終了時)並みの損益計上であり、かつ、年度事業計画に沿った内容と認められることから、経営の不健全性は特に認められない。
- ・ 利益剰余金29.9億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であり、適正な範囲のものと思料する。また、いかなる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても適当と思料する。
- ・ センターが保有する基金等金融資産、油防除資機材、船舶、訓練施設等の実物資産については、センター 業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、金融資産にあっては、「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」に基づき適正管理が行われている。また、実物資産にあっては、実物資産を使用する

業務の実績においても、想定に照らして著しく低下したものはなく、減損又はその兆候も認められず全て有効に活用されているものと思料する。

- ・ 職員宿舎については、平成25年9月末現在、4戸の宿舎の借上げを行っているが、当該宿舎への入居者は、事故発生時には事故対応職員として緊急に参集する必要がある職員であり、適当と思料される。
- ・ 内部統制等については、新会計システムの導入に係る情報セキュリティー対策の強化を図るとともに、事業継続計画(BCP)に基づき、本部機能喪失時を想定した機材証明書発行業務に関する運用訓練を実施するなど、着実な取り組みが認められる。

#### (参考)

一部改正法附則第10条に基づき、独立行政法人海上災害防止センターは平成25年10月1日に解散し、政府に対して払い戻される金額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務を指定海上防災機関である一般財団法人海上災害防止センターが承継している。

新法人は、今後、評議員会による評価を受けるとともに、指定海上防災機関の主務官庁である海上保安庁の 監督を受けることとされている。

総合評定 (SS , S , A , B , C の 5 段階)	(評定理由)
A	最頻値の評定であるため。

## 政独委「平成24年度における国土交通省所管独法の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価(別紙)

	実績	評価
1 政府方針等		
○「平成25年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(政委第37号平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	該当なし	_
○「平成24 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(政委第38号平成25 年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	業務実績報告書に記載 (7.(4)内部統制の充実・強化) (2.(3)成果・効果の明確化) (2.(3)受益者負担の妥当性等) (2.(3)施設・事務所等別の評価) (2.(3)利便性の向上に向けた取組) (7.(3)保有資産の見直し)	海上災害防止センターにおいては、毎年、各コースの計画定員に対する受講率(充足率)を分析した上で、次年度の年間研修計画(各コースの実施時期・開催回数等)の見直しを行っている。また、施設運営に対し運営費交付金は交付されておらず、受講料等については、業界関係者、学識経験者等によって構成する「訓練専門委員会」において、負担額やコストとの関係等を示していることから、適正な業務運営が行われていると認められる。
○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等に おいて取り組むべきとされた事項について、その進捗状況 を明らかにした上での評価。	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年 12年7月閣議決定)等に基づき、民間法人への移行準備とし て、国からの出向者数を段階的に引き下げている。 (国からの出向者数の推移) 平成21年度末 8名 平成22年度末 5名 平成23年度末 2名 平成25年度末 1名 平成25年度末 0名 業務実績報告書に記載 (1.(1)組織運営の効率化の推進)	着実な取り組みが認められる。
2 保有資産の管理・運用等		
○「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	業務実績報告書に記載 (7.(3)保有資産の見直し)	適正と認められる。
○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。	該当なし	_
3 内部統制 ○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。	業務実績報告書に記載 (7.(4)内部統制の充実・強化)	着実な取り組みが認められる。